

判任官待遇ノ事務職員タリシ者ニ對スル第一條第一項ノ規定
ノ適用ニ付テハ其ノ者ノ當該職員トシテ在職年數ハ其ノ二分
ノ一ヲ限リ之ヲ判任以上ノ官ノ在職年數ト看做シ同項ノ在職
年數ニ通算スルコトヲ得

第二條 昭和十六年勅令第四十七號中左ノ通改正ス

「厚生省勞務官」ニ「厚生省勞務官、」ニ改メ「地方勞務
官」ノ下ニ「竝ニ警視廳職業官、北海道廳職業官及地方職業官」
ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

行政簡素化臨時職員令

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ
ラレムコトヲ請フ

昭和十七年九月十九日

内閣總理大臣東條英機

勅令第

號

行政簡素化臨時職員令

第一條 今回ノ行政簡素化ノ勅令ニ因ル廢官ニ係ル官ニ當該勅令施行ノ際現ニ在官スル者ニ付テハ臨時其ノ官ヲ擅カレタルモノトシ其ノ官等及俸給ハ従前ノ例ニ依ル但シ其ノ者ガ引續キ其ノ官ニ在官スル間ニ限ル

前項ノ者ハ休職者其ノ他内閣總理大臣ノ指定スル者ヲ除クノ外待命トス

第一項ノ者ニ對シ本屬長官ノ職務ヲ行フ者ナキ場合ニ於テハ其ノ職務ハ内閣總理大臣ノ指定スル者之ヲ行フ

第二條 今回ノ行政簡素化ノ勅令ニ因リ過員ヲ生ジタル官ニ付テ

ハ其ノ過員ニ係ル員數ヲ限リ當該官ノ定員外ト爲スコトヲ得
前項ノ官ニ在職スル者ニ付テハ本屬長官ハ必要ニ依リ過員ニ係
ル員數ノ範圍内ニ於テ之ニ待命ヲ命ズルコトヲ得

第三條 前二條ノ規定ニ依ル待命者ハ其ノ本官ヲ奉ジテ職務ニ從
事セズ其ノ他繼テ在職官吏ト異ルコトナシ但シ第四條ノ規定ニ
依リ臨時ニ職務ニ從事セシメラレタル場合ニ於テハ在職官吏ニ
關スル規定ヲ適用ス

第四條 本屬長官又ハ第一條第三項ノ規定ニ依リ本屬長官ノ職務
ヲ行フ者必要アリト認ムルトキハ同條第一項ノ者ヲシテ其ノ命
ズル所ニ從ヒ職務ニ從事セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ
職務ガ他廳ニ屬スルモノナルトキハ豫メ他廳長官トノ協議ニ依

ルモノトス

第一條第一項ノ者前項ノ規定ニ依リ他廳ノ職務ニ從事スル場合
ニ於テハ其ノ職務ノ執行ニ關シ他廳長官ノ指揮監督ヲ承ク

第五條 本令ハ判事、檢事其ノ他内閣總理大臣ノ指定スル官ニハ
之ヲ適用セズ

第六條 本令ハ待遇官吏ニ之ヲ準用ス

第七條 本令ノ適用ニ付テハ大東亞省官制及大東亞省設置又ハ内
外地行政一元化ニ伴フ勅令ハ之ヲ今同ノ行政簡素化ノ勅令ト看
做ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ昭和十八年三月三十一日迄其ノ效

力ヲ有ス

五一

昭和十三年勅令第五百四十八號農林省
物價事務官及物價局物價事務官等
ノ特別任用ニ關スル件中改正ノ件及昭和
十四年勅令第七百號青年教育官ニ補
セラルベキ北海道廳事務官及地方事務
官ノ特別任用ニ關スル件廢止ノ件
右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ
ラレムコトヲ請フ